

調達要求番号：

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	浜松広報館全天周シアター 上映器材の借上げ (06換装)	CPS-K99499-4	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	平成26年 6月30日
		改正	令和 5年 6月30日
			令和 6年 1月26日
作成部隊等名	補 給 本 部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地浜松広報館（以下，“浜松広報館”という。）において使用する浜松広報館全天周シアター上映器材（以下，“本器材”という。）の借上げについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、表1による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

1.3.1 引用文書

引用文書は、次による。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号31.1.9）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（2023年（令和5年）3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）

1.3.2 関連文書

モデル広報館（仮称）展示実施設計図書（平成8年3月）

モデル広報館（仮称）展示実施設計報告書（平成8年3月）

音響装置取扱説明書（令和5年3月作成）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号令和3年1月21日）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、表2によるほか、次による。

2.1 一般事項

- a) 本器材は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、本器材のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の搾取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- b) 本器材は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下，“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下，“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.2 全般

2.2.1 運用目的

浜松広報館において、本器材を借上げし、航空自衛隊に対する来館者の関心を増進させ、航空自衛隊の一般広報のために運用する。

2.2.2 構成

本器材の構成は、表3によるほか、契約の相手方は、表4の既存設備を利活用し、表5のケーブル類により、各装置を連結する。また、器材構成図は、図1を基準とする。

なお、既存設備を契約前に確認する場合は、浜松広報館長（以下，“広報館長”という。）と調整することが可能である。

2.2.3 設置場所

浜松広報館全天周シアターとする。また、設置図は、図2及び図3を基準とし、細部は、広報館長との調整による。

2.2.4 借上げ期間

令和6年9月1日～令和11年2月28日

2.3 機能・性能

2.3.1 基本機能

- a) 本器材は、操作装置により、映像の選択、上映開始、終了の制御並びに全天周シアター内の既存設備の音響装置及び調光装置の制御が、1名で実施可能である。

- b) ドームマスター映像の解像度を圧縮することなく、投影装置を使用し、スクリーン全面に投影する。投影装置は1台又は複数台のドーム用プロジェクターを使用する。また、複数台のドーム用プロジェクターを使用する場合は、映像の遅延及びずれが生じてはならない。
- c) ドームスクリーン以外の部分に光が投影されないようにする。
- d) 電源等の既存施設の大幅な変更はしない。

2.3.2 基本性能

2.3.2.1 投影装置

投影装置は、次による。

- a) ドームマスター映像を投影することが可能である。
- b) ドーム用プロジェクター
ドーム用プロジェクターは、次による。
 - 1) 1台のプロジェクターで投影する場合は、水平4 096以上×垂直4 096以上の投影画素数を有し、ドームマスター映像を投影することが可能である。
 - 2) 複数台のプロジェクターで投影する場合は、プロジェクター1台当たり水平3 840以上×垂直2 160以上の投影画素数を有し、ドームマスター映像を投影することが可能である。
 - 3) 60fps（60コマ/秒プログレッシブ）以上の映像信号に対応することが可能である。
 - 4) 輝度が5 000ルーメン以上の場合は、ネイティブコントラスト比が4 000：1以上とする。
 - 5) 輝度が10 000ルーメン以上の場合は、コントラスト比が10 000：1以上とする。
 - 6) レーザー光源である。
 - 7) ドーム周辺部までフォーカスを合わせる機能を有する。
 - 8) 反射型液晶方式又はDLP方式とする。

2.3.2.2 制御装置

制御装置は、次による。

- a) 表示及び制御の機能を1台のPC又は複数台のPC若しくはサーバーで構成することが可能である。
- b) ドーム用プロジェクターへ映像を送ることが可能である。
- c) 映像データを蓄積でき、操作装置により特定のコンテンツを再生することが可能である。
- d) 表示用PC又はサーバー
表示用PC又はサーバーは、次による。
 - 1) OSは、Windows 10 IoT Enterprise LTSC又は同等品以上とする。

- 2) CPUは、CPUクロック3.0GHz 8コア キャッシュ12MB メモリクロック1600MHz以上とする。
 - 3) メモリは、16GB以上とする。
 - 4) HDDは、14TB以上とする。
- e) 制御用PC又はサーバー
制御用PC又はサーバーは、次による。
- 1) 表示用PC又はサーバーを一元管理することが可能である。
 - 2) 映像の調整をすることが可能である。
 - 3) 制御装置のログを収集することが可能である。
 - 4) 操作装置により既存設備の音響装置及び調光装置を制御することが可能である。

2.3.2.3 操作装置

操作装置は、次による。

- a) 表示させたいコンテンツを視覚的な操作により上映することが可能である。
- b) コンテンツ上映後も異なるコンテンツを上映することが可能である。
- c) 新規コンテンツを追加することが可能である。
- d) 既存設備の音響装置と調光装置の調整をすることが可能である。

2.4 品質管理

本器材は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表6によるほか、次による。

a) 設置調整計画書

契約の相手方は、契約締結後、速やかに、設置調整計画書を作成し、航空幕僚監部総務部広報室長（以下、“広報室長”という。）の確認の上、広報室長及び広報館長へ提出する。

b) 取扱説明書

契約の相手方は、操作説明の前日までに、本器材の操作に必要な取扱説明書を広報室長及び広報館長へ提出する。

c) 情報資産管理標準シート

1) 契約金額内訳

契約の相手方は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（以下、“標準ガイドライン”という。）別紙2“情報システムの経費区分”に基づいて区分等した契約金額の内訳を記載した情報資産管理標準シートを、契約締結後、速やかに作成し提出する。

2) その他

契約の相手方は、標準ガイドライン別紙3“調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容”の各項に従って作成した情報資産管理標準シートを、契約締結後、速やかに提出する。

4.2 設置・調整

設置及び調整は、次による。

- a) 官側が指定する設置場所に本器材を設置し、既存設備である音響装置及び調光装置と連接の上、機器の調整（環境設定及び動作確認を含む。）を実施する。
- b) 官側の保有する全天周シアター用デジタル映像“創造への挑戦”“アグレッサー”“最後の砦”““運ぶ”という使命”“強い翼”“Challenge for the creation～青の精鋭たち～”を解像度の圧縮をすることなく、ドーム映像として放映できるよう、当該映像及び機器の調整を実施する。

4.3 操作説明

契約の相手方は、賃貸借開始の前日までに、表7を基準として操作説明を実施する。

4.4 保守等

契約の相手方は、本器材が目的の機能を完全に発揮し得る状態を維持するために適切な保守等を行う。

4.4.1 定期点検

定期点検は、次による。

- a) 契約の相手方は、年に1回以上、定期点検（映像調整）を行う。ただし、投影装置に映像の自動補正機能（経年変化による色・輝度のばらつきを自動で補正する機能）を有する場合は当該機能で実施することとする。また、契約の相手方は、年1回以上、制御装置及び操作装置の定期点検（機能確認）を行う。

なお、定期点検は、広報館閉館日を基準とし、事前に広報館長と調整する。

- b) 契約の相手方は、定期点検終了後、速やかに、実施日、作業名、実施場所、各機器の状態の良否、処置事項等を記載した定期点検報告書を広報館長へ提出する。ただし、定期点検（映像調整）を自動補正機能で実施する場合は、この限りではない。

4.4.2 保守全般

保守全般は、次による。

- a) 契約の相手方は、本器材の障害発生時、緊急に電話連絡がとれるとともに迅速に本器材の設置場所へ技術員を派遣し修理を行う保守体制を確立する。また、賃貸借開始の前日までに、保守の連絡先、対応時間及び現地派遣の場合の要員の連絡先を記載した保守連絡先一覧表を作成し、広報館長へ提出する。
- b) 契約の相手方は、保守の窓口を一元化し、ワンストップサービスで行う。
- c) 保守の提供時間は、広報館閉館日を基準とする。ただし、発生した障害が広報活動に多大な影響を及ぼす場合又は緊急を要する場合の官側の障害復旧要請には、広報館長と調整の上、対応を行う。

- d) 官側の障害復旧要請は、電話又は電子メール（以下，“電話連絡等”という。）のいずれかの方法で実施し、契約の相手方は、交通事情、天候等、その他契約の相手方の責に帰し難い場合を除き、速やかに要員を派遣し、復旧に当たる。ただし、電話連絡等で障害の復旧が可能である場合は、この限りではない。
- e) 本器材に障害が発生した場合、障害切り分け及び障害箇所の特定を行うとともに、障害原因調査等を行い、障害を速やかに復旧させる。
なお、障害対応後、動作確認の支援を行う。
- f) 契約の相手方は、本器材についての技術的事項及び各種操作に関する問合せを広報館開館日（9時から16時を基準）の間、受け付けるとともに、速やかに回答する。
- g) 契約の相手方は、保守作業終了後、速やかに、実施日、作業者名、実施場所、作業内容等を記載した保守作業報告書を広報館長へ提出する。
- h) 契約の相手方は、各種保守実施時、本器材による広報活動の中断を局限し、広報活動の継続性を確保できるようにする。

4.4.3 ハードウェア保守

ハードウェア保守は、次による。

- a) 契約の相手方は、障害の連絡を受けた場合、速やかに原因分析及び障害対処案の検討を行う。
- b) 契約の相手方は、制御装置の修理及び部品交換を、現地で作業し、それにより難しい場合は、その旨を広報館長と調整する。
- c) 契約の相手方は、ハードディスク障害時、速やかにハードディスクを交換し、本器材を良好な状態へ復旧させる。また、障害のために取り外したハードディスクは、官側立会いの下、論理的なデータ消去又は物理的破壊を行った後に、契約の相手方が撤去する。
- d) 契約の相手方は、ハードウェアが障害から復旧した後、ソフトウェアの再インストール及び動作確認の支援を行う。

4.5 貸付品等

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、表8に示す貸付品等を必要とする場合は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.2.2 に基づき、広報室長と調整の上、無償で貸付けを受け又は閲覧することが可能である。

なお、貸付場所及び返納場所については、広報室長の指定する場所とする。また、貸付期間は、借上期間内とし、細部は、広報室長との調整による。

4.6 官側における支援

契約の相手方は、設置及び調整に当たり、官側の支援を必要とする場合は、官側と調整の上、無償で次の支援を受けることが可能である。

- a) 官側保有の関連器材の使用
- b) 搬入器材の保管
- c) 事務室、トイレ、水、電気及び隊内電話の使用

4.7 その他必要な事項

その他必要な事項は、次による。

- a) 借上器材に含まれる官側の情報については、別途契約する撤去役務において、ソフトウェアにより消去する。
- b) この仕様書において疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。

品 名	浜松広報館全天周シアター上映器材の借上げ（06換装）
-----	----------------------------

表 1－用語及び定義

用 語	定 義
浜松広報館	航空自衛隊における一般広報のため、防衛全般、航空自衛隊及び航空関係の器材、史料等を展示する航空自衛隊浜松基地に設置された施設
全天周シアター	浜松広報館の半円球大型ドームスクリーン（直径16m・傾斜角30度・165度欠球）のシアター施設
ドームマスター映像	デジタル画素数（水平2048画素以上×垂直2048画素以上）及び（水平3840画素数以上×垂直3840画素数以上）のデジタルドームマスター映像

表 2－借上品目表

装置名称	型 番	会 社 名	数量・単位
投影装置	DLA-VS481R	(株)JVCケンウッド	1SE
	又は PT-REQ10JL	パナソニックコネクト(株)	2SE
制御装置	RV25-VS02-1	(株)リアルビズ	1SE
	又は Endeavor JN521-2 及び WATCHPAX62S	(株)EPSON data ton社	
操作装置	iPad MPQ03J/A	Apple社	2EA
	又は MSD-431-L	AMX社	
ケーブル類			1SE
又は同等以上のもの（他社製品を含む。）			
注記1 ：この借上品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。 注記2 ：投影装置には、魚眼レンズ又は広角レンズを含む。 注記3 ：制御装置には、コンテンツ再生ソフトを含む。			

品 名	浜松広報館全天周シアター上映器材の借上げ（06換装）
-----	----------------------------

表 3－構成

装置名称	各部名称	数量	単位	注 記
投影装置	ドーム用プロジェクター	必要数 ^{a)}		—
	魚眼レンズ又は広角レンズ			
制御装置	表示用・制御用PC又はサーバー	1	SE	コンテンツ再生ソフトを含む。
操作装置	制御用タッチパネル	2	EA	—
ケーブル類 ^{b)}		1	SE	—
注 ^{a)} 数量・単位は表2による。				
注 ^{b)} 構成は表5による。				

表 4－既存設備

装置名称	数量	単位	注 記
音響装置 YAMAHA 01V96i (DIGITAL MIXING CONSOLE) YAMAHA PC3301N (パワーアンプリファイアー) TASCAM AV-P2803 (パワーディストリビューター) YAMAHA MY4-DA (DAカード)	1	SE	—
スピーカーシステム BOSE AMM108 (スクリーンスピーカー) BOSE AMM115 (サブウーハー) BOSE Control Space EX-1280 (サウンドプロセッサー) BEHRINGER MX882 V2 ULTRALINK PRO (ラインスプリッター) YAMAHA MS101III (モニタースピーカー)	1	SE	—
調光装置	1	SE	—
照明機器	1	SE	—

表 5－ケーブル類

ケーブル名	数量	単位	注 記
LANケーブル	1	SE	—
HDMIケーブル			—
USBケーブル			—
音声ケーブル			—
制御接点用ケーブル			—

品 名	浜松広報館全天周シアター上映器材の借上げ（06換装）
-----	----------------------------

表 6－提出書類

番号	名称	秘等区分	種類, 数量及び単位	提出期限	提出先	様式
1	設置調整計画書	—	電子データ（PDF）又は紙媒体×各1部	契約締結後, 速やかに	広報室長及び 広報館長	適宜
2	取扱説明書	—		操作説明の前 日までに		
3	保守連絡先一覧表	—	電子データ（PDF）又は紙媒体×各1部	賃貸借開始の 前日までに	広報館長	
4	定期点検報告書	—		定期点検終了 後, 速やかに		
5	保守作業報告書	—		保守作業終了 後, 速やかに		
6	情報資産管理標準シート	—		契約締結後, 速やかに	航空幕僚監部 防衛部事業計 画第2課長	

表 7－操作説明

内 容	時 間	場 所	対象者数
1 基本操作・応用操作	7時間45分	浜松広報館	8名（基準）
2 取扱時の注意事項			
3 障害対処要領			

表 8－貸付品等

名 称	数量	単位	注 記
モデル広報館（仮称）展示実施設計図書	1	冊	閲覧のみ。
モデル広報館（仮称）展示実施設計報告書	1	冊	閲覧のみ。
音響装置取扱説明書	1	式	閲覧のみ。
全天周シアター用デジタル映像 “創造への挑戦”	1	E A	—
全天周シアター用デジタル映像 “アグレッサー”	1	E A	—
全天周シアター用デジタル映像 “最後の砦”	1	E A	—
全天周シアター用デジタル映像 ““運ぶ” という使命”	1	E A	—
全天周シアター用デジタル映像 “強い翼”	1	E A	—
全天周シアター用デジタル映像 “Challenge for the creation～青の精鋭たち～”	1	E A	—

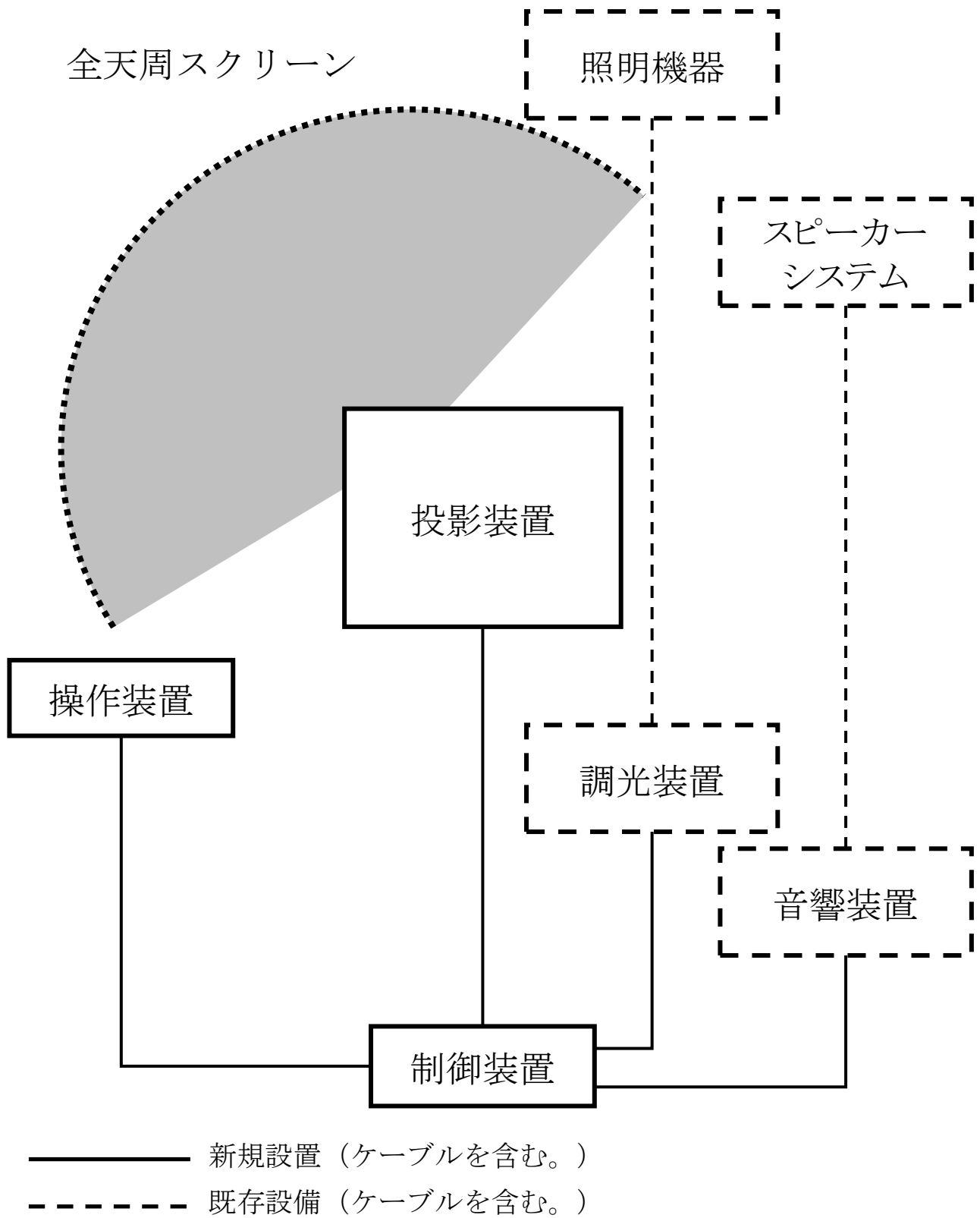
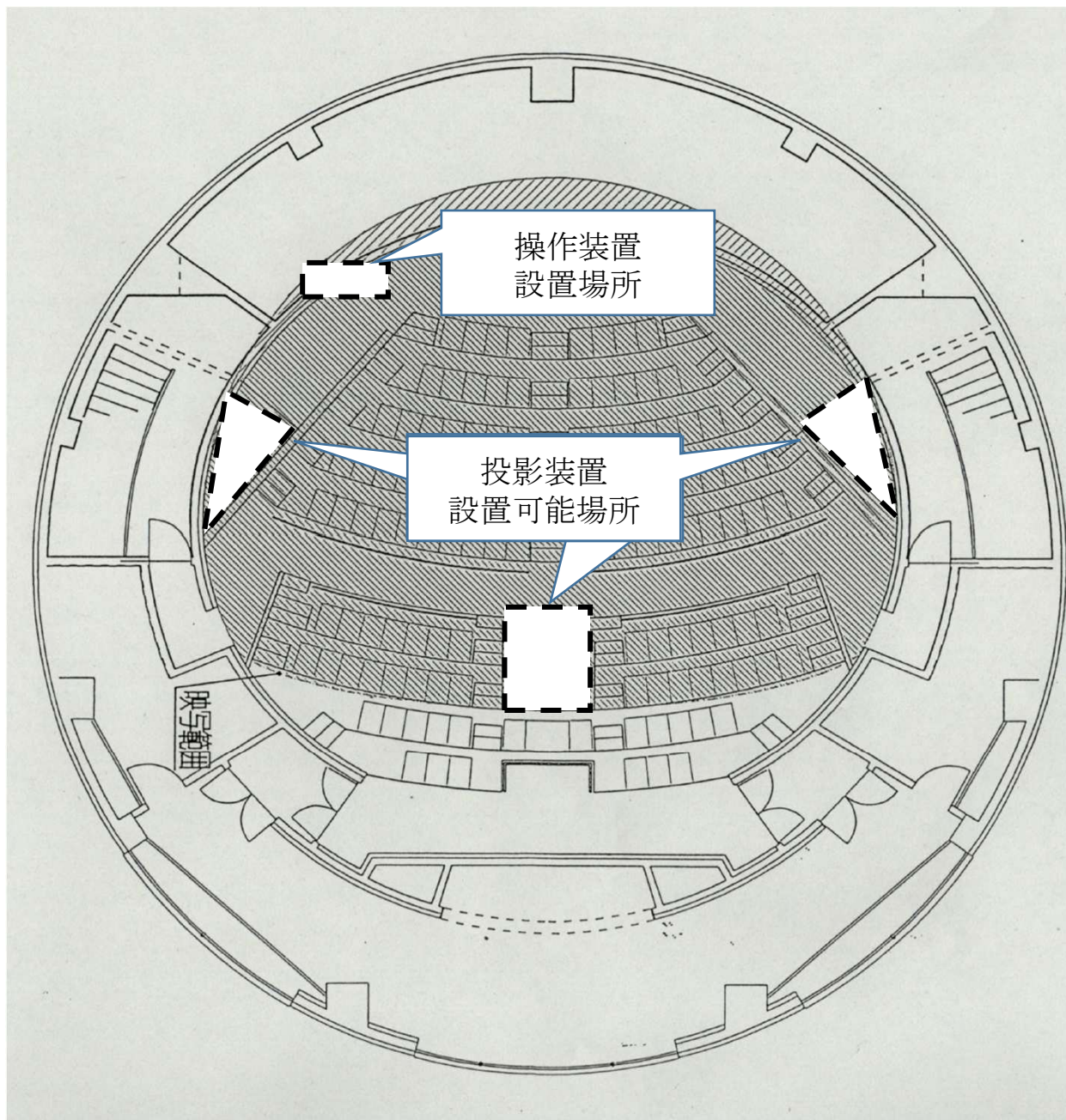


図 1 - 器材構成図




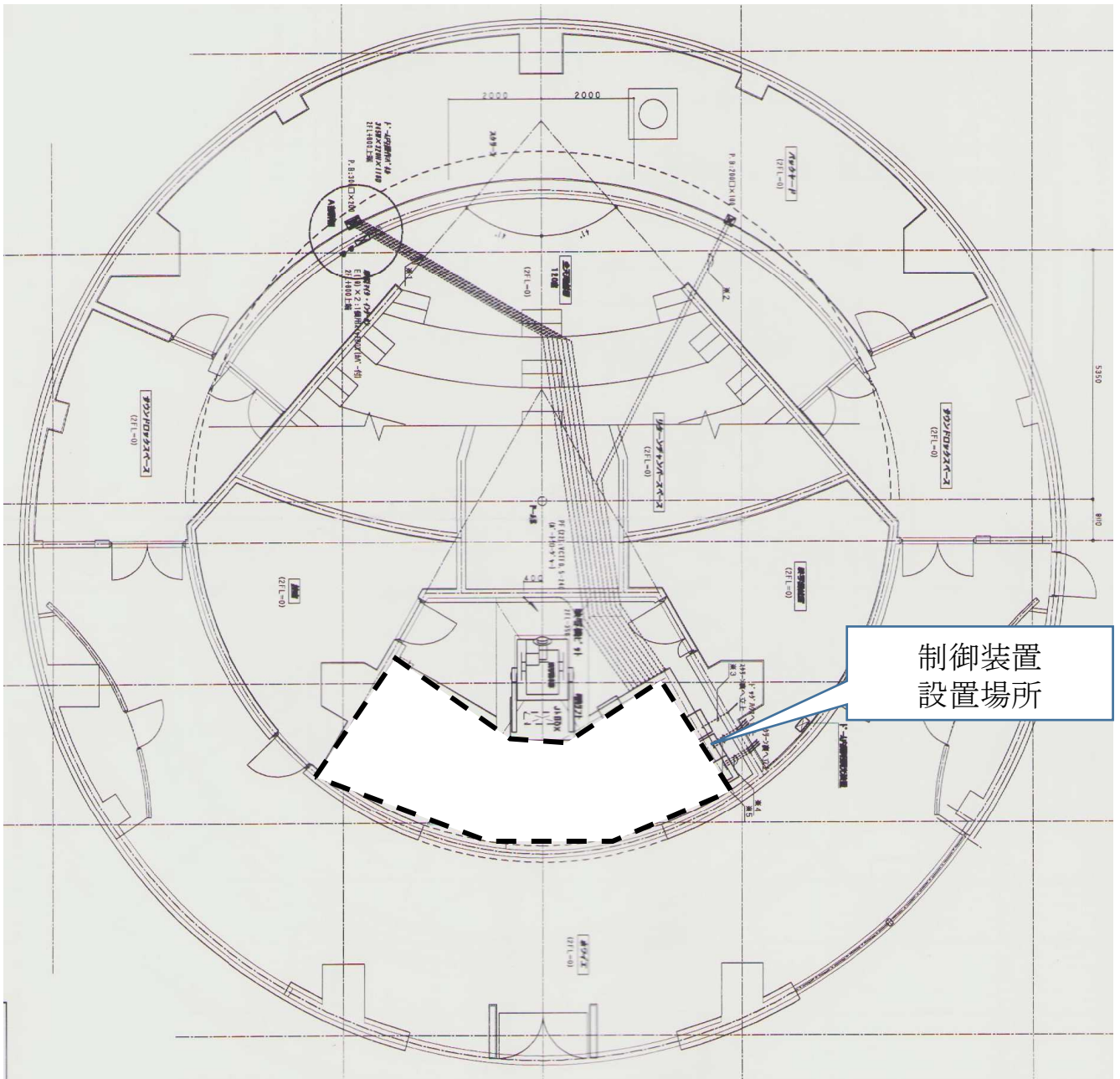
注記：については基準位置を示す。

図 2 - 設置図 (全天周シアター 3階)




注記：  については基準位置を示す。

図 3 - 設置図 (全天周シアター 2階)